



◆新しいインターンシップの捉え方、4つの類型を要約する

大学コンソーシアム熊本作成

4つの類型	コンソでの呼称	キャリア形成支援における産学協働の取組み 分類型の特徴
タイプ1	オープン・カンパニー	就業体験を伴わない、企業・就職情報会社が行う説明会や大学が行うイベント・会社説明会を想定
タイプ2	キャリア教育 プレ・インターンシップ	1日、及び2日以上の実習期間、対象：低学年（年次不問） キャリア教育としての実習体験 ※ 学生情報を採用活動へは利用できない
タイプ3	汎用的能力 インターンシップ または 専門活用型 インターンシップ	○汎用的能力活用型（5日間以上）対象：学部3・4年生 ※ 学生情報は採用活動開始以降に限り利用できる
		○専門活用型（2週間以上）対象：学部3・4修士1・2年生 ※ 学生情報は採用活動開始以降に限り利用できる
タイプ4	高度専門型 インターンシップ	大学院生向け（自らの専門性を活かし向上させる） ※ 学生情報は採用活動開始以降に限り利用できる

※これまで使っていた「インターンシップ」という呼称は、タイプ2では使用できないことになった。

◆コンソーシアムで扱う類型は、タイプ2、タイプ3、タイプ4、記入要領として以下のような項目欄を新たに設けた。該当する類型□一つに■を入れ、各々「受入承諾書」を提出（参考）

<input type="checkbox"/>	タイプ2-1⇒ キャリア教育（就業体験1日、対象：主に低学年次向け、ただし年次問わず）
<input type="checkbox"/>	タイプ2-2⇒ キャリア教育（就業体験2日以上、対象：主に低学年次向け、ただし年次問わず）
<input type="checkbox"/>	タイプ3-1⇒ 汎用的能力活用型5日間以上、対象：学部3・4年生ないし修士1・2年生、就業体験は必須
<input type="checkbox"/>	タイプ3-2⇒ 専門活用型2週間以上、対象：学部3・4年生ないし修士1・2年、就業体験は必須
<input type="checkbox"/>	タイプ4 ⇒ 高度な専門性重視の修士課程学生向け（就業体験は必須）

<補足>タイプ毎に「受入承諾書」（日程や受入れ人数、希望学部、実習プログラム等）を作成願います。

タイプ2-1は、実習（職場・実務体験）1日

タイプ2-2は、2日～10日程度としていたこれまでのプログラム（職場・実務体験等）。5日以上も可能

タイプ3-1及び3-2は、調査研究やプロジェクトなど適性や能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定

タイプ4は、大学院生へのインターンシップを想定

以下、大学コンソ熊本が使用する文言の変更点について下記に付記する。

記

1. 「インターンシップ・プログラム」とは、産学協働による4つの類型の内「タイプ2」、「タイプ3」、「タイプ4」のことを指す。
2. 従前の「インターンシップ連携事業」については、「インターンシップ・プログラム連携事業」に変更する。
3. 大学コンソ熊本の「インターンシップ運営委員会」については、名称は変更せず、運営委員会が行う事業を「インターンシップ・プログラム連携事業」とする。
4. 「インターンシップ実施に関する協定書」における「インターンシップ」とは、「タイプ2」「タイプ3」及び「タイプ4」のことを指すこととし、新たに協定を結ぶことは要しない。
ただし、協定先より「疑義の申し出があった場合」は、令和5年度から改める「インターンシップ・プログラム実施に関する協定書」（新様式）にて、新たに協定を結ぶこととする。

以上



※（参考）経済産業省のホームページより転記：

<https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220613002/20220613002.html>

経済産業省、文部科学省及び厚生労働省は、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」を改正しました。現大学2年生（令和5年度3年生）より、一定の要件を満たしたインターンシップについて、取得した学生情報を広報活動・採用選考活動に活用することが可能となります。

◎改正の背景

「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省。平成27年最終改正）（以下、「三省合意」という。）においては、インターンシップは「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」と定義され、そこで取得した学生情報を広報活動や採用選考活動に使用してはならないとされていました。

これに対し、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（以下、「産学協議会」という。）は、令和4年4月に公表した報告書※において、インターンシップについて新たな定義を定めるとともに、一定の基準に準拠するインターンシップで得られた学生情報については、その情報を採用活動開始後に活用可能とすることで産学が合意に至ったとし、三省合意は早急な見直しの要望を受けていたところです。

これを踏まえ、今般、経済産業省、文部科学省及び厚生労働省は、三省合意を改正しました。

◆「産学協議会」が示した4つの類型とは

文科省が資料提供している「採用と大学教育の未来に関する産学協議会2021年度報告書」より出典：「産学協働による自律的なキャリア形成の推進」2022年4月18日

Ⅲ. 採用・インターンシップ 学生のキャリア形成支援における産学協働の取組み 各類型の特徴		
<p>(1) タイプ1～4はキャリア形成支援の取組みであって、採用活動ではない。学生は改めて採用選考のためのエントリーが必要 (2) タイプ1～4からなる学生のキャリア形成支援は、産学が協働しながら、それぞれを推進していくことが重要 (3) 今回、政府が定める現行の「就職日程ルール」を前提に検討 (4) インターンシップ(タイプ3・4)に参加できる学生数は、就活予定者の一部(入社就職先でのインターンシップ参加経験がなくても、採用選考へのエントリーは可能)学生等への周知が重要 (5) タイプ3は、産学協議会が定める基準(下表の★)を満たす場合に、「産学協議会基準に準拠したインターンシップ」と称する(準拠マークを付すこと可) (6) 各タイプの活動を通じて取得した学生情報を採用活動に活用することについて、「タイプ1・2は活用不可」「タイプ3・4は採用活動開始以降に限り活用可」</p>		
類型	取組みの性質	主な特徴
タイプ1：オープン・カンパニー <small>※オープン・キャンパスの企業・業界・仕事版</small>	個人・業界の情報提供・PR	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業・就職情報会社や大学キャリアセンターが主催するイベント・説明会を想定 ● 学生の参加期間（所要日数）は「超短期（単日）」。就業体験は「なし」 ● 実施時期は、時間帯やオンラインの活用など学業両立に配慮し、「学士・修士・博士課程の全期間（年次不問）」 ● 取得した学生情報の採用活動への活用は「不可」
タイプ2：キャリア教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業がCSRとして実施するプログラムや、大学が主導する授業・産学協働プログラム（正課・正課外を問わない）を想定 ● 実施時期は、「学士・修士・博士課程の全期間（年次不問）」。但し、企業主催の場合は、時間帯やオンラインの活用など、学業両立に配慮 ● 就業体験は「任意」 ● 取得した学生情報の採用活動への活用は「不可」
タイプ3：汎用的能力・専門活用型インターンシップ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就業体験 ◆ 自らの能力の見極め ◆ 評価材料の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に、企業単独、大学が企業あるいは地域コンソーシアムと連携して実施する、適性・汎用的能力ないしは専門性を重視したプログラムを想定 ● 学生の参加期間（所要日数）について、汎用的能力活用型は短期（5日間以上）、専門活用型は長期（2週間以上）★ ● 就業体験は「必ず行う（必須）」。学生の参加期間の半分以上を職場で就業体験★ ● 実施場所は、「職場（職場以外との組み合わせ可）」（テレワークが常態化している場合、テレワークを含む）★ ● 実施時期は、「学部3年・4年ないしは修士1年・2年の長期休暇期間（夏休み、冬休み、入試休み・春休み）」「大学正課および博士課程は、上記に限定されない」★ ● 無給が基本。但し、実態として社員と同じ業務・働き方となる場合は、労働関係法令の適用を受け、有給 ● 就業体験を行うにあたり、「職場の社員が学生を指導し、インターンシップ終了後にフィードバック」★ ● 募集要項等において、必要な情報開示を行う★ ● 取得した学生情報の採用活動への活用は、「採用活動開始以降に限り、可」 ● ★の基準を満たすインターンシップは、実施主体（企業または大学）が基準に準拠している旨宣言したうえで、募集要項に産学協議会基準準拠マークを記載可
タイプ4（試行）：高度専門型インターンシップ <small>※試行結果を踏まえ、今後判断</small>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 就業体験 ◆ 実践力の向上 ◆ 評価材料の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当する「ジョブ型研究インターンシップ（文科省・経団連が共同で試行中）」「高度な専門性を重視した修士課程学生向けインターンシップ（2022年度にさらに検討）」は、大学と企業が連携して実施するプログラム ● 就業体験は「必ず行う（必須）」 ● 取得した学生情報の採用活動への活用は、「採用活動開始以降に限り、可」